

# 国立大学法人小樽商科大学中期計画

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①ーア 学士課程について、本学の育成すべき人材及び身につけるべき能力の観点から現行の教育課程を検証し、改善を行う。
- ①ーイ 教育効果を検証し、改善に活かす仕組みを構築する。
- ①ーウ 高大連携を推進し、その成果を学士課程教育に反映させる。
- ①ーエ 学部・大学院の接続のための諸制度を検証し、より効果的な大学院教育との連携をめざす。
  
- ②ーア 現代商学専攻（博士課程）においては、自立した研究能力を有する人材育成の観点から、他大学大学院との連携も視野に入れ、教育課程を検証し、改善を行う。
- ②ーイ アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）においては、企業家精神を備えた高度専門職業人育成の観点から、教育課程を検証し、改善を行う。
  
- ③ーア 学士課程のアドミッション・ポリシーに基づいて学部入試を検証し、改善を行う。
- ③ーイ 大学院課程各専攻のアドミッション・ポリシーに基づいて、秋季入学の導入を含めて、大学院入試を検証し、改善を行う。

#### (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①ーア 学士課程の教育目標に照らして、現行の教育実施体制を検証し、改善を行う。
- ①ーイ 大学院博士後期課程の教育実施体制をさらに充実させる。
  
- ②ーア 教育開発センターの機能を強化し、FD活動を一層推進する。
- ②ーイ 学生の修学環境の向上と人格形成をめざして学生寮を再興する。
- ②ーウ 教室等の教育機器を点検し整備する。

#### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①ーア 学生の科目履修の目的化、体系化を促し、GPA等を利用したより効果的な教育指導を行う。
- ①ーイ 学生の人権、健康及び安全を守るための体制を維持・強化する。
- ①ーウ 課外活動の支援を充実させる。
- ①ーエ キャリア形成支援を充実させる。
- ①ーオ 学生への経済的支援を充実させる。

### 2 研究に関する目標を達成するための措置

#### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①ーア 商科系単科大学の特徴を活かした総合的及び学際的研究を進める。

- ①ーイ 社会が提起する諸課題に対し、具体的で実践的な解決策を提供する実学の精神に基づく研究を進める。
- ①ーウ 以上の研究の基礎となる理論研究及び基礎研究を言語・人文・自然・社会科学の諸分野において、国際的な視野のもとに進める。
- ②ーア ビジネス創造センターを中心に産学官連携活動を推進し、地域社会及び地域産業の活性化、国際化に貢献する。
- ②ーイ 本学の言語・人文・自然・社会科学の多様な研究成果を地域に発信し、地域文化への貢献を進める。

## **(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置**

- ①ーア 本学が重点的に推進すべきプロジェクト研究を選定し支援する。
- ①ーイ 本学の研究環境・条件を検証し、改善を行う。
- ①ーウ 研究成果の出版助成を拡充する。

## **3 その他の目標を達成するための措置**

### **(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置**

- ①ーア 高大連携事業に本学学生を積極的に活用することにより、高大連携を充実させる。
- ①ーイ 公開講座や名誉教授等による地域講座を積極的に開催する。
- ①ーウ 教育研究の成果を地域に発信し、還元する。
- ①ーエ 学外との共同研究等の成果を社会に還元する。
- ①ーオ 地域に開かれた大学として、施設等の開放を推進する。

### **(2) 国際化に関する目標を達成するための措置**

- ①ーア 第一期中期目標期間における成果に基づき、より教育効果の高い国際交流を促進する。
- ①ーイ 留学生と日本人学生の共学を推進する。
- ①ーウ 留学生のための就職支援を充実させる。
- ①ーエ 外国の大学との教育研究の交流を推進する。
- ①ーオ 北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。

## **II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

### **1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置**

- ①ーア 全学の委員会等の運営組織を検証し、改善を行う。
- ①ーイ 学長の企画運営が効率的に機能する体制を充実させる。
- ①ーウ SD を充実させ、教員と事務職員との連携・協働を推進する。
- ①ーエ 教職員の業績評価の仕組みを検証し、改善を行う。
- ②ーア 男女共同参画に関する法令を遵守し、ワークライフバランスとジェンダーバランスの改善に取り組む。

## 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ①ーア 事務処理の効率化・合理化を実施するため、「小樽商科大学事務組織・機能の再構築」（基本方針、平成19年6月学長・理事・副学長・事務局長連絡協議会了解）に基づき、事務組織の再構築を行う。
- ①ーイ 事務処理の効率化・合理化について、教育研究及び社会貢献等に関する本学の基本的目標への寄与の観点から検証する。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ①ーア 外部研究資金獲得のための既存組織を点検し、科学研究費補助金の申請率45%以上を維持するなど、競争的資金等の獲得に効果的な組織を整備する。
- ①ーイ 「教育研究振興」のための基金制度を導入し、募金活動を行う。

### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

#### (1) 人件費の削減

- ①ーア 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

#### (2) 人件費以外の経費の削減

- ①ーア 経費の抑制等に向けた一層の努力を行うとともに、教育研究及び社会貢献等に関する本学の基本的目標に沿った戦略的な財政運営を行う。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ①ーア 資産の運用状況を点検するとともに、資産運用計画を策定し、適正な運用管理を図る。

## Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ①ーア 自己点検・評価及び外部評価を計画的に行い、各実施主体にフィードバックし、評価結果を大学運営の改善に結び付ける。
- ①ーイ 自己点検・評価、外部評価の結果及び評価に基づく改善点を速やかに公表する。

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ①ーア 大学情報の公開、提供及び広報活動を展開する。
- ①ーイ 個人情報の保護に留意しつつ、学内外との情報共有を推進する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ①ーア 老朽化したライフラインの基幹設備改修に際し、環境負荷低減に配慮し、改修終了時に CO<sub>2</sub> の排出量を 5%削減する。
- ①ーイ 安全で安心な構内環境をめざし、教職員や学生、一般市民を含む利用者への利便性・快適性の向上を図るため、バリアフリー対策の整備を進める。
- ①ーウ 施設設備の機器・系統台帳等に基づき、維持管理に努めるとともに、計画的・段階的に更新・改善を行う。
- ①ーエ 環境マネジメントに関するマニュアルに基づき、省エネ対策・ゴミの減量・資源化を図りエコキャンパスを進める。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①ーア 大学の活動を分野別、機能別に分析し、リスク管理の質を高める。
  - ①ーイ 学生、教職員に対し、学内環境の安全保持に関する啓発を行う。
  - ①ーウ 教職員の人権、健康及び安全を守るための体制を維持・強化する。
- ②ーア 情報管理の状況について検証し、情報セキュリティシステムを充実させる。

### 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ①ーア 法令及び本学諸規程の遵守状況と内部統制制度について、学内業務監査・監事監査及び会計人監査で検証し、改善を行う。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 4 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1. 外国人教師宿舍の土地の全部（北海道小樽市入船5丁目12番1 343.91㎡）を譲渡する。
- 2. 緑1丁目宿舍の土地の一部（北海道小樽市緑1丁目50番14 874.78㎡）を譲渡する。

## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
小規模改修、 学生寮新営工事	総額 625	国立大学財務・経営センター施設 費交付金 (96百万円)
		長期借入金 (218百万円)
		目的積立金 (284百万円)
		民間出えん金 (27百万円)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について22年度以降は21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の伸展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

### 2. 人事に関する計画

- (1) 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成23年度まで国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、人件費削減を行う。また、平成24年度以降についても、運営費交付金の状況を踏まえ、適正な人件費の管理に取り組む。
- (2) 男女共同参画社会基本法に則り、ジェンダーバランスの改善のための具体的方策を検討する。
- (3) 人材育成については、北海道地区国立大学法人等及び社団法人国立大学協会主催の研修へ積極的に職員を派遣するとともに、文部科学省、財務省、人事院等の政府関係機関が主催する各種研修についても職員を派遣し、法人運営の基礎となる財務、人事等の専門性の高い業務に精通する人材育成に努める。
- (4) また、人材育成の一環として、法人運営に関する知識及び経験の豊富な職員を養成するため、北海道地区他国立大学法人、文部科学省関係独立行政法人、文部科学省等政府関係機関等との人事交流を行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,272 百万円 (退職手当を除く)

### 3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業) なし

(長期借入金)

(単位:百万円)

財源	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
長期借入金 償還金 (民間金融機関)		0	8	8	8	8	8	43	174	218

(注1) 金額については見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(注2) 金額は千円単位での計画額を百万円で切り捨て表記する。

(リース資産) なし

### 4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 学生寮新営工事費の一部
- ② 正門前擁壁改修工事の一部
- ③ その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

別表（収容定員）

平成 22 年度	商学部	2, 0 6 0 人
	商学研究科	9 9 人 うち博士前期課程 2 0 人 博士後期課程 9 人 専門職学位課程 7 0 人
平成 23 年度	商学部	2, 0 6 0 人
	商学研究科	9 9 人 うち博士前期課程 2 0 人 博士後期課程 9 人 専門職学位課程 7 0 人
平成 24 年度	商学部	2, 0 6 0 人
	商学研究科	9 9 人 うち博士前期課程 2 0 人 博士後期課程 9 人 専門職学位課程 7 0 人
平成 25 年度	商学部	2, 0 6 0 人
	商学研究科	9 9 人 うち博士前期課程 2 0 人 博士後期課程 9 人 専門職学位課程 7 0 人
平成 26 年度	商学部	2, 0 6 0 人
	商学研究科	9 9 人 うち博士前期課程 2 0 人 博士後期課程 9 人 専門職学位課程 7 0 人
平成 27 年度	商学部	2, 0 6 0 人
	商学研究科	9 9 人 うち博士前期課程 2 0 人 博士後期課程 9 人 専門職学位課程 7 0 人